

被扶養者の認定について

被扶養者の認定は、被保険者により生計を維持していることと継続的に扶養する能力が被保険者にあるかどうか、その実態を重視しています。

特に労働能力があり経済的にも自立できるとされる方（満18歳以上60歳未満（学生を除く））については厳格に審査します。

当組合では、関係法令・通達・認定基準に基づき、上記の状況をふまえたうえで公平かつ厳正な認定を行っています。

■健康保険組合からのお願い

家族の方の収入を健康保険組合で把握するには限界があります。

被保険者の方は家族の収入額を把握しているはずですから、年収限度額を超えていたり、生計を維持している実態がない場合には申請を控えてください。

被扶養者資格のない家族を認定すると、その家族にも保険給付を行うこととなります。保険給付費の増加は、健康保険組合の財政を圧迫し、最終的に保険料の負担増やサービス低下につながります。

また、勤めていた方が退職して、「一時的」に無職の状態となった場合（再就職をする意思がある方）は、被扶養者認定基準の「常態として継続してその生計費の半分以上を被保険者が負担していること・・・」に該当しないため被扶養者と認められませんので他の保険制度に加入してください。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。